

| | | | | | |
|------------------|--|----------------------------------|--------------------------|------|-----|
| 大項目 | 2 | 持続可能な社会の実現に向けた地球的課題と国際協力 | | | |
| 中項目 | 2-1 | 生活文化の多様性と国際理解 | | | |
| 小項目 | 2-1-2 | 多文化共生と国際理解 | | | |
| 細項目 (発問) | 2-1-2-2 多文化共生 | 地域社会における多文化共生の問題をどのように理解したらよいですか | | | |
| 作成者名 | 岡本 耕平 | 作成日 | 2017/2021/2022/2023/2024 | Ver. | 1.4 |
| キーワード 5~10個程度 | 同化、社会的統合、多文化主義、多文化共生、移民、日系人、オールドカマー、ニューカマー、日本語教室 | | | | |

発問と説明

(1) 「多文化共生」が日本生まれの言葉であることを知り、国際的に使われている「同化」「社会的統合」「多文化主義」という言葉の意味を理解する。

「多文化共生」と関連する用語として、国際的に使われているのは「同化」「社会的統合」「多文化主義」です。そこで、まず、これらについて最大公約数的な定義をしておきます。

- ・同化 (assimilation)・・・移民や少数民族が、多数派社会の言語や文化的価値を受け入れるとともに、自らの文化・言語を失っていく過程。
- ・社会的統合 (social integration)・・・移民、外国人、少数民族に対し、彼らの独自文化の保持を認めたいうえで、多数派社会のルールや価値の習得を要求する。
- ・多文化主義 (multiculturalism)・・・移民、外国人、少数民族も含めて諸集団の文化、言語、価値観などを対等と見なす。

「社会的統合」と「同化」の大きな違いは、それが政策としてなされる場合、少数派の文化的アイデンティティを認めるか否かにあります。戦前の日本をはじめ、これまで多くの国・地域で、国内の先住民族や移民に対して、および植民地・占領地の住民に対して、主流派民族による同化政策が行われてきました。国内各地方の方言の使用を抑制し、共通語に統一しようとすることも、広い意味での同化政策です。一方、社会的統合政策は、近年ヨーロッパの多くの国で採用されており、特に外国人労働者の受け入れ国社会(ホスト社会)への適応と社会参加を促すために、ホスト社会で通用する権利と義務を外国人にもある程度認めようとする政策です。ただし、参政権や義務教育など、政治的社会的な権利と義務をどこまで認めるかについては、国によって考え方が異なります。

「多文化主義」は、1970年代のカナダ、オーストラリアで、それぞれ国内の激しい論争をへて政策として定められました。カナダには、多数派のイギリス系住民と、東部のケベック州を中心にフランス系住民がおり、それに対応して、二言語二文化主義政策が採られてきました。しかし、カナダ国内には先住民のイヌイトやアジアなどからの移民もあり、イギリス文化とフランス文化のみの二文化主義では、それらの人々を排除することになります。そこで、公用語は英語とフランス語のままで、言語以外の文化については様々な集団の文化を等しく尊重しようという二言語多文化主義が標榜されるようになりました。

一方、オーストラリアは、長らく、国内のアボリジニなどの先住民に対しては、その文化的価値を否定して白人社会に同化させ、国外からの移民については白人のみに制限するという白豪主義政策(White Australia Policy)を採ってきました。しかし、1970年代に国論を二分する論争をへて、白豪主義と決別し、多文化主義を導入することになりました。

「多文化共生」という言葉は、上記の「社会的統合」や「多文化主義」と異なり、日本で生まれた言葉です。起源は明確ではありませんが、おそらく1980年代に神奈川県川崎市の市民団体によって使われ出したのが最初だと思われます(参考 URL)。「多文化共生」という言葉が広く知れ渡るようになったのは、1990年代後半以降です。1995年の阪神大震災のとき、被災した外国人を支援するために市民団体によって「外国人地震情報センター」が設立され、その後、同センターは「多文化共生センター」へと名前を変えて、日本で暮らす外国人の支援活動を精力的に行ない、その活動がマスコミなどで紹介されました。

このように、「多文化共生」は、草の根の市民活動で使われ始めた言葉であり、そのため明確な定義はなく、この言葉を使用する団体や個人の信条・都合によって、様々な意味で使われてきました。英語への定訳も

表1. 日本における外国籍住民の国籍別登録者数の推移（2020年の登録者数上位6か国とアメリカ）

| 年 | 総計 | 中国 | 韓国・朝鮮 | ベトナム | フィリピン | ブラジル | ネパール | アメリカ |
|------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 1950 | 598,696 | 40,481 | 544,903 | 25 | 73 | 169 | - | 4,962 |
| 1970 | 708,458 | 51,481 | 614,202 | 557 | 932 | 891 | 42 | 19,045 |
| 1990 | 1,075,317 | 150,339 | 687,940 | 6,233 | 49,092 | 56,429 | 447 | 38,364 |
| 2000 | 1,686,444 | 335,575 | 635,269 | 16,908 | 144,871 | 254,394 | 3,649 | 44,856 |
| 2010 | 2,134,151 | 687,156 | 565,989 | 41,781 | 210,181 | 230,552 | 17,525 | 50,667 |
| 2020 | 2,887,116 | 778,112 | 454,122 | 448,053 | 279,660 | 208,538 | 95,982 | 55,761 |

単位：人 出典：法務省在留外国人統計（旧登録外国人統計）より岡本耕平作成

表2. 日本における外国籍住民の国籍別在留資格（2020年の登録者数上位10か国）

| | 永住者／ 永住者の配 偶者等 | 定住者 | 日本人の配 偶者・子ども | 専門的職業 従事者 | 特定技能者 | 技能実習生 | 留学生 | その他の在 留資格 | 計 |
|--------|----------------------|---------|-----------------|--------------|--------|---------|---------|--------------|-----------|
| 中国 | 301,033 | 27,436 | 28,313 | 138,427 | 1,575 | 63,741 | 125,328 | 92,259 | 778,112 |
| | (38.7%) | (3.5%) | (3.6%) | (17.8%) | (0.2%) | (8.2%) | (16.1%) | (11.9%) | (100.0%) |
| 韓国・朝鮮 | 375,795 | 7,213 | 12,527 | 33,439 | 59 | 0 | 12,854 | 12,235 | 454,122 |
| | (82.8%) | (1.6%) | (2.8%) | (7.4%) | (0.0%) | (0.0%) | (2.8%) | (2.7%) | (100.0%) |
| ベトナム | 20,558 | 5,739 | 4,983 | 65,480 | 9,412 | 208,879 | 65,653 | 67,349 | 448,053 |
| | (4.6%) | (1.3%) | (1.1%) | (14.6%) | (2.1%) | (46.6%) | (14.7%) | (15.0%) | (100.0%) |
| フィリピン | 140,554 | 53,941 | 26,022 | 12,905 | 1,059 | 31,648 | 2,421 | 11,110 | 279,660 |
| | (50.3%) | (19.3%) | (9.3%) | (4.6%) | (0.4%) | (11.3%) | (0.9%) | (4.0%) | (100.0%) |
| ブラジル | 116,988 | 71,832 | 17,225 | 1,137 | 0 | 0 | 508 | 848 | 208,538 |
| | (56.1%) | (34.4%) | (8.3%) | (0.5%) | (0.0%) | (0.0%) | (0.2%) | (0.4%) | (100.0%) |
| ネパール | 5,944 | 884 | 1,059 | 30,125 | 135 | 449 | 23,116 | 34,270 | 95,982 |
| | (6.2%) | (0.9%) | (1.1%) | (31.4%) | (0.1%) | (0.5%) | (24.1%) | (35.7%) | (100.0%) |
| インドネシア | 7,234 | 2,260 | 2,142 | 5,412 | 1,514 | 34,459 | 6,279 | 7,532 | 66,832 |
| | (10.8%) | (3.4%) | (3.2%) | (8.1%) | (2.3%) | (51.6%) | (9.4%) | (11.3%) | (100.0%) |
| 台湾 | 23,683 | 1,510 | 4,475 | 15,904 | 63 | 0 | 6,206 | 4,031 | 55,872 |
| | (42.4%) | (2.7%) | (8.0%) | (28.5%) | (0.1%) | (0.0%) | (11.1%) | (7.2%) | (100.0%) |
| アメリカ | 19,425 | 1,270 | 10,439 | 18,551 | 2 | 0 | 1,581 | 4,493 | 55,761 |
| | (34.8%) | (2.3%) | (18.7%) | (33.3%) | (0.0%) | (0.0%) | (2.8%) | (8.1%) | (100.0%) |
| タイ | 21,460 | 3,985 | 7,154 | 4,913 | 455 | 10,735 | 2,909 | 1,768 | 53,379 |
| | (40.2%) | (7.5%) | (13.4%) | (9.2%) | (0.9%) | (20.1%) | (5.4%) | (3.3%) | (100.0%) |
| その他の国 | 122,178 | 25,259 | 28,396 | 85,645 | 1,389 | 28,289 | 34,046 | 65,603 | 390,805 |
| | (31.3%) | (6.5%) | (7.3%) | (21.9%) | (0.4%) | (7.2%) | (8.7%) | (16.8%) | (100.0%) |
| 総計 | 1,154,852 | 201,329 | 142,735 | 411,938 | 15,663 | 378,200 | 280,901 | 301,498 | 2,887,116 |
| | (40.0%) | (7.0%) | (4.9%) | (14.3%) | (0.5%) | (13.1%) | (9.7%) | (10.4%) | (100.0%) |

上段：登録者数（人）、下段：各国登録者数に占める割合（％） 出典：法務省在留外国人統計より岡本耕平作成

注）永住者、永住者の配偶者等、定住者、日本人の配偶者等には就労の制限はなく、日本国籍保有者と同様の就労ができる。

なく、multicultural coexistence、multicultural living-together、multicultural conviviality、multicultural symbiosis など様々な英語が充てられてきました。多文化共生を「多文化主義」と同義だと見なす人々は multiculturalism と英訳しています。

市民団体に「多文化共生」の語が浸透するに従い、行政機関も市町村・都道府県が徐々にこの言葉を使用するようになりました。国が公式の文書のタイトルに初めて「多文化共生」の語を用いたのは、総務省が 2006 年 3 月に出した「多文化共生の推進に関する研究会報告書：地域における多文化共生の推進に向けて」（英訳は Research Report on the Promotion of Multicultural Coexistence）においてです。その中で、「地域における多文化共生」は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。（参考 URL2）

（2）戦後日本における外国籍住民の国籍別の推移と、その理由を理解する

表 1 は、日本における外国籍住民の国籍別人口数の推移を示したものです。第二次世界大戦終戦までは、大日本帝国の植民地政策の影響で、多くの朝鮮人・台湾人・中国人が現在の日本領域内に暮らしていました。戦後も、50 万人以上の人々が日本に留まりました。1980 年代までの日本在住の外国籍住民のほとんどは、これらの人々やその子孫でした。

戦後の日本は、単純労働者の入国を禁ずる厳しい入国管理政策をとってきました。日本で在留資格を得るためには、出入国管理及び難民認定法（入管法）が定める専門的な職業に従事しなければなりません。しかしバブル経済末期の 1990 年に、国内で不足する労働力を補うために、入管法を改正し、単純労働への就労が可能な特別ビザを日系人に対して発給できるようにしました。そのため日本で働くためにブラジルやペルーなどからやって来る日系人が激増しました。

日系人とは、かつて日本から海外に移住した人々の子孫です。日本は 19 世紀末から海外に多くの移民を送り出していました。当初は北米やハワイへの移民が多かったのですが、1924 年にアメリカが日本人労働者の入国を禁止して以降は、主な移民先は南米となり、1973 年に移民船が廃止されるまで、多くの日本人がブラジル、ペルーなどに渡り、農業に従事しました。現在、彼らの子孫である日系人が、ブラジルに約 190 万人、アメリカに約 150 万人、ペルーに約 10 万人いると推定されています。（参考 URL3）

1990 年の入管法の改定以降、国内経済が疲弊していたブラジルなど南米諸国から多くの日系人が日本に流入し、自動車産業などの下請け工場の労働者となりました。自動車製造業が盛んな愛知県、静岡県、群馬県には、日系ブラジル人が集住する地区が出現しました。（写真 1）たとえば、愛知県豊田市の保見団地では、ブラジル人を雇う請負業者が団地内の住宅を寮として使ったことなどがきっかけとなってブラジル人世帯が急増し、県営および公団の賃貸住宅約 2300 戸のうちブラジル人世帯が 6 割を超えるに至りました（2003 年）。このような外国籍住民が集住する地区では、日本人住民との間でゴミの出し方などでトラブルが発生することもありましたが、祭りなどのイベントを通じて交流も盛んに行われるようになりました。

2008 年のリーマンショックで景気が低迷し、多くの企業・工場が日系人を解雇したため、日本に暮らす日系人の数は減少しました。一方、近年急増しているのが、ベトナム人とネパール人です。ベトナム人の場合は、日本企業のベトナムへの進取の増加に対応して、日本への留学希望者や技能実習生が増加しました。ネパール人は、留学生のほか、インド料理店・ネパール料理店で働く人が増えました（表 2 の在留資格の分類では「専門的職業」）。また、2000 年代以降は、中国人留学生が急増し、中国人は、日本在住の外国籍住民の中で最多となりました。

こうした外国籍住民の推移は、人口ピラミッドにも反映されています（図 1）。日本に在住する中国人は、男女とも 20 才代の若者が多数を占めます。一方、韓国・朝鮮籍の住民は、日本に戦前から住んでいる人とその子孫が多くを占めるため、日本人の人口ピラミッドと同様の形をして少子高齢化が進んでいます。近年では若い世代を中心に日本国籍に帰化する人も増えているため、年少人口の割合は日本人よりさらに低くなっています。近年急増したベトナム人は、その多くが技能実習生として来日したため、20 歳代に集中しています。

ブラジル人は、家族で日本に居住するケースが多いので、ブラジル国籍の子ども世代もけっこういます。フィリピン人の場合は、40 才代の女性に偏った、いびつな人口ピラミッドになっています。これは、下で述べる「興業ビザ」が影響しています。彼女たちの中には、現在、日本人の夫と結婚して日本で暮らしている人も多くいます（子どもの多くは日本国籍のため、人口ピラミッドに反映されません）。



写真1：愛知県碧南市のブラジル人向けスーパー（2008年、岡本耕平撮影）

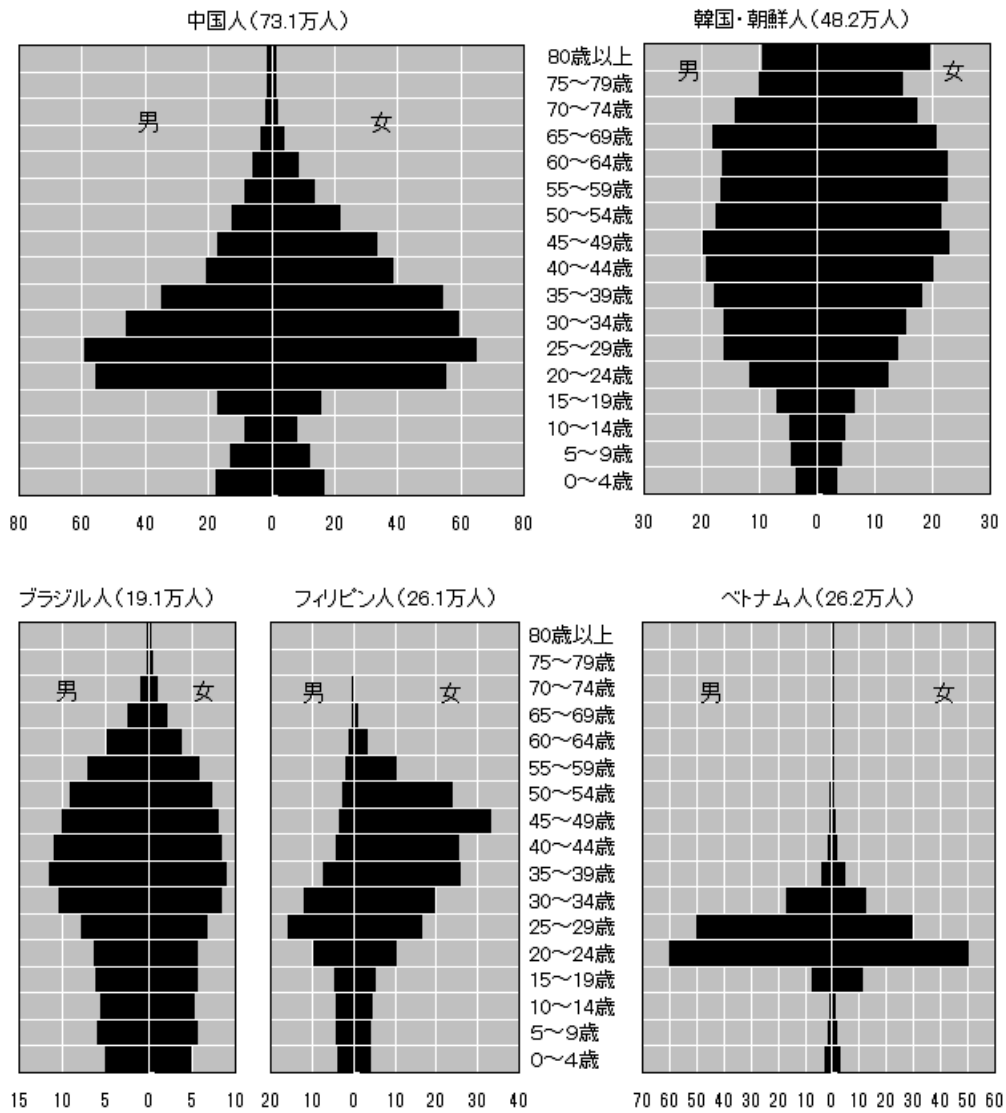


図1 日本在住の外国籍住民の人口ピラミッド(2017年末)

出典：<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1187.html>

フィリピンは、伝統的に海外に多くの出稼ぎ労働者を出してきました。海外で働くフィリピン人の主な職業は、男性は中東の産油国での生産・建設労働、女性は香港やシンガポールなどでの家政婦です。しかし日本では、これらの職は単純労働だとして入国を認めていないので、フィリピン人女性は、1990年代には、日本の入管法が専門的職業と認定するダンサーやシンガーとして「興行ビザ」によって来日し、主に歓楽街のスナックやパブなどで働いていました。しかし、アメリカ国務省の「人身売買報告書」が、これらのパブが買春の温床であると非難したことなどにより、日本政府がフィリピン女性への「興行ビザ」の発行を厳格化したため、フィリピン女性の日本への入国者数は2004年をピークに減少しました。図1のフィリピン人の人口ピラミッドの形には、こうした経緯が反映しています。

(3) 日本国内における外国籍人口の分布について理解する。

2020年末の法務省在留外国人統計によれば、日本に在住する外国籍住民は約289万人で、日本の総人口の2.3%を占めています。かつて外国人人口は出入国管理によって把握されており、国内の分布状況を知るには、主に国勢調査データが使われてきましたが、国勢調査が把握する外国籍人口は実際の値より低い傾向にありました。

2012年から外国籍住民も住民基本台帳制度の適用対象になり、よりに実態に近い数字で人口が把握できるようになりました。図2は、住民基本台帳データを用いて描いた都道府県別の全住民に占める外国籍住民の割合を描いた地図です。最も比率が高いのは東京都で4.17%、以下、愛知県3.62%、群馬県3.05%、三重県3.04%と続きます。一方、最も比率が低いのは秋田県の0.44%で、そのほか青森県0.49%、岩手県0.65%、高知県0.68%、宮崎県0.70%が下位を占めます。全体として、日本の中央に位置する大都市圏で高く、北海道・東北、四国、九州の各県で低い傾向にあります。

上位の都府県のうち、東京都には様々な国籍の外国籍住民が暮らしています。例えば、雑誌「日経ビジネス」が2012年に連載したコラム「東京移民街探訪」の各タイトルを挙げると、「IT技術者への需要が、西葛西にインド人街を生んだ」「池袋北口に広がる“本当の中国”」「東京のリトル・ヤンゴン、高田馬場」「大久保はネパール人コミュニティでもある」といった具合です。愛知県で外国籍住民の比率が高いのは、上で述べたように、1990年代以降流入した日系ブラジル人や日系ペルー人が多いためです。それに対して、大阪府に多い外国籍住民は、すでに複数世代にわたって日本の居住する韓国・朝鮮籍の人々で、大阪市生野区の鶴橋駅周辺には、日本最大級のコリアン・タウンが形成されています。

一方、比率が低い県にも外国籍住民はいます。2011年の東日本大震災をきっかけにして、東北沿岸部の小規模工場や水産加工所に多くの外国人技能実習生が働いていたこと、農村部には、日本人男性の配偶者となるために外国からやってきた女性たちがいるという現実があらわになりました。その背景には、日本人の生産年齢人口の減少、農村部や沿岸部の過疎化などがあり、いわば地域が存続していくために人口不足分を埋めるべく外国人が流入しているのです。

表3に示したように、東日本大震災当時、東北地方の被災地に居住していた外国人は、主として、1) 技能実習生・研修生、2) 日本語学校や大学の留学生、3) 日本人と結婚した外国人妻、でした。原子力発電所の事故が起こったことや、実習生たちが働いていた工場が被災したことなどのため、1)と2)の外国人の多くは、地震発生後、短期間のうちに帰国しました。一方、3)の外国人妻たちの多くは、嫁不足の農村や漁村に嫁いだ中国人やフィリピン人であり、日本人の夫の親と同居している場合も多く、帰国を促す母国の親と嫁ぎ先との間で板挟みになった人もいました。彼女たちは、ふだんから周囲に同じ国の出身者がいない環境の中で暮らし、災害時には特に孤立しやすいことが問題となりました。

(4) 地域がよりよく多文化共生していくための課題を考える

1990年代に急増した外国籍住民と、それまで日本に居住していた外国籍住民を区別するため、「ニューカマー」「オールドカマー」という呼び方が登場しました。豊田市や静岡県浜松市、群馬県大泉町などニューカマーが急増した自治体は、2001年以降、外国人集住都市会議を開き、日本人住民と外国籍住民が同じ地域でいかに共生していくかについて議論しています。

そこでのテーマの一つが外国人子弟の就学問題です。日本では、子どもが外国籍である場合、親は子どもに日本の義務教育を受けさせる義務を負いません。在日ブラジル人家庭の多くで、子どもはブラジル国籍です。

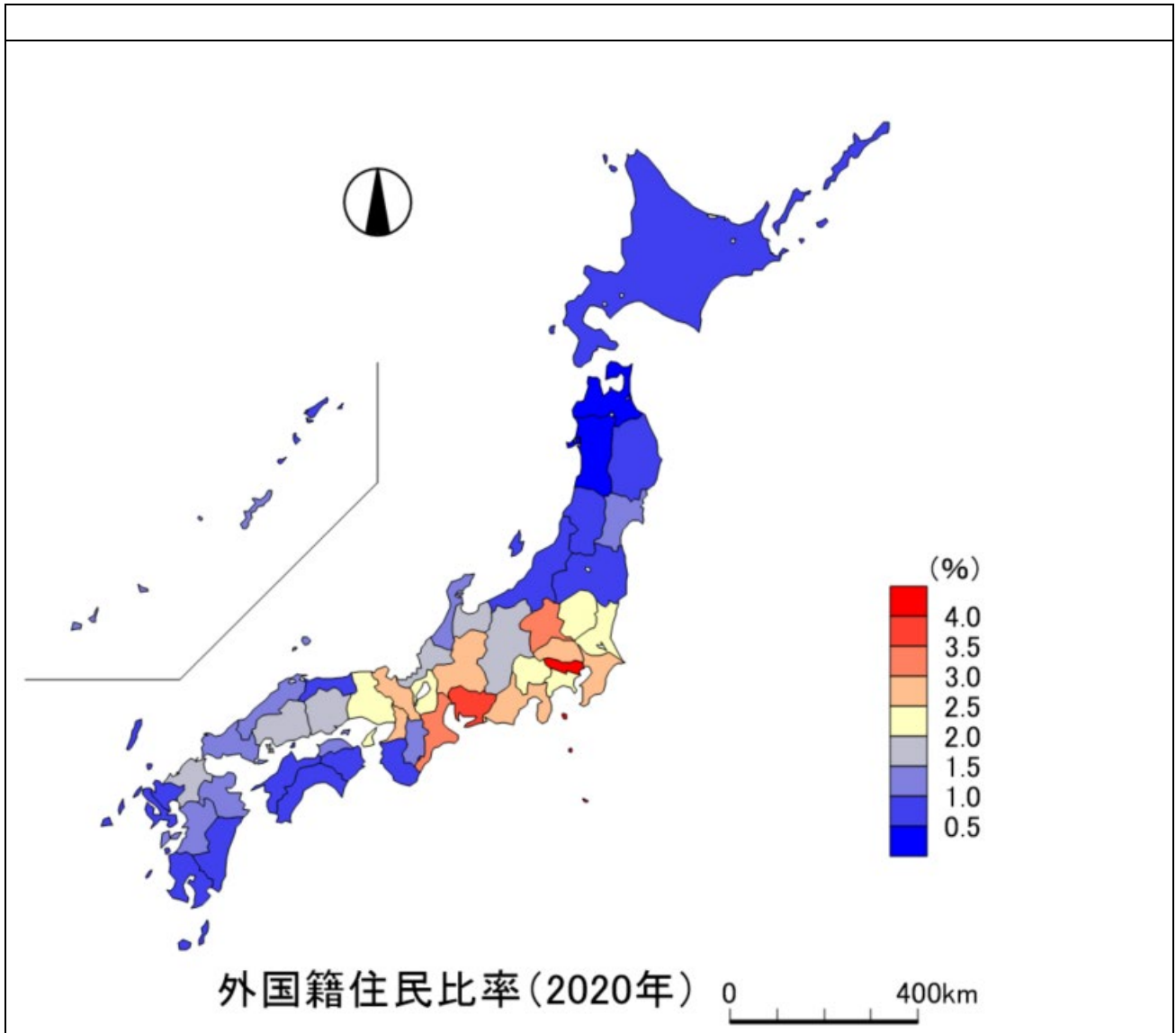


図2 都道府県別の外国籍住民が全住民に占める割合（2020年1月1日）
 資料：住民基本台帳に基づく人口統計データ。MANDARA ver. 10 で岡本耕平作成。

表3 東日本大震災が起こる少し前の東北3県の外国籍住民の在留資格

| | 外国籍住民人口(人) | 外国籍人口比率(%) | 外国籍住民に占める各在留資格の割合(%) | | |
|------|------------|------------|----------------------|-------|---------|
| | | | 留学生 | 技能実習生 | 日本人の配偶者 |
| 岩手県 | 6,191 | 0.5 | 6.9 | 19.2 | 12.6 |
| 宮城県 | 16,101 | 0.7 | 21.0 | 6.3 | 9.4 |
| 福島県 | 11,331 | 0.6 | 5.1 | 11.0 | 14.7 |
| 日本全体 | 2,134,151 | 1.7 | 9.4 | 5.1 | 9.2 |

資料：在留外国人統計(2010年)より岡本耕平作成

彼らの多くは、日本の小中学校に通っていますが、中には親の希望で、日本の学校ではなく民間のブラジル人学校に通う場合もあります。しかし、ブラジル人学校の多くは経営が不安定で閉鎖になる場合もあります。また、何らかの原因で、日本の小中学校に通わなくなる子どももいます。そのため日本語、ポルトガル語のどちらも満足に読み書きできないまま年齢を重ねる子どもたちが出てくる恐れがあります（ダブルリミテッド問題）。一方、例えばドイツでは、国籍を問わず16歳までの義務教育期間には、学校教育を受けなければなりません。特にドイツ語は熱心に教育され、ドイツ語能力が劣る子どもには、特別授業が用意されます。移民であっても、子どもを義務教育に通わせなければ、親が処罰されます。

日本においても、外国籍の子どもや、母親が外国出身であるなどの理由で日本国籍であっても日本語が不得手な児童の日本語教育をいかに充実したものにすることが、重要な課題となっています。2016年と2019年の外国人集住都市会議では、外国人児童生徒への日本語教育がメインテーマに取り上げられました。（参考 URL4）

新しく日本にやってきた大人の外国籍住民への日本語教育支援は、ほとんどボランティアに頼っているのが実情です。これらは高額な授業料が必要な「日本語学校」と区別して、「日本語教室」あるいは「地域日本語教室」と呼ばれ、県や市の国際交流協会や民間の有志によって運営されています。教師のほとんどは、主婦や退職後の男性で、日本語教育の専門家は少数です。しかし、日本語教室は単に日本語を教えるだけでなく、外国籍住民の様々な悩みの相談にのったり、日本人との交流活動を行ったりしています。日本語教室は大都市圏だけでなく、外国籍人口の少ない地域にも存在し、地域の多文化共生活動の重要な拠点となっています（図3）。

少子高齢化が進む日本では、様々な労働現場で人手不足が深刻化しています。これまで日本では、一部の在留資格を除き（表2脚注参照）、「単純労働」とされる分野で外国人が働くことは認められていませんでした。しかし実態は、技能実習生がこうした分野で働いており、中には劣悪な労働環境の下で働かされている技能実習生もいます。違法な長時間労働や賃金不払いなどが増え続けており、2019年にはこうした労働関係法令違反が6796事業所で見つかりました。（参考 URL5）

2019年4月に、新しい在留資格「特定技能」が始まりました。これは、今まで「単純労働」とみなしてきた業種の一部について、外国人の就労を認めたものです。（表4）技能実習制度が、たてまえとしては「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転を図り、国際協力を推進することを目的とする制度」であったのに対し、特定技能制度は「深刻な人手不足に対応するため、特定の産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる」ための制度であり、労働力確保のための在留資格として明確に位置づけられています。（参考 URL6）今後、日本人の少子高齢化がますます進むことにより、労働力確保のための外国人受け入れが急速に進むと予測されます。しかし、外国人は労働者としてだけでなく、それぞれ一人の住民として日本社会で暮らすこととなります。外国籍住民を単なる労働力としてではなく日本社会の一員としてみなし、多文化共生社会の実現を目指さなければなりません。

参考 URL サイト（以下のホームページは、2024年3月参照確認）

参考 ur1 https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_11868213.html

田村太郎ほか著(2007)「多文化共生に関する現状および JICA での取り組み状況にかかる基礎分析」
国際協力機構国際協力総合研修所

参考 ur2 http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf 総務省

参考 ur3 <https://jadesas.or.jp/jp/about/about04/> 海外日系人協会

参考 ur4 <http://www.shujutoshi.jp/> 外国人集住都市会議

参考 ur5 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13980.html 厚生労働省

参考 ur6 <https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html> 出入国在留管理庁「特定技能制度」

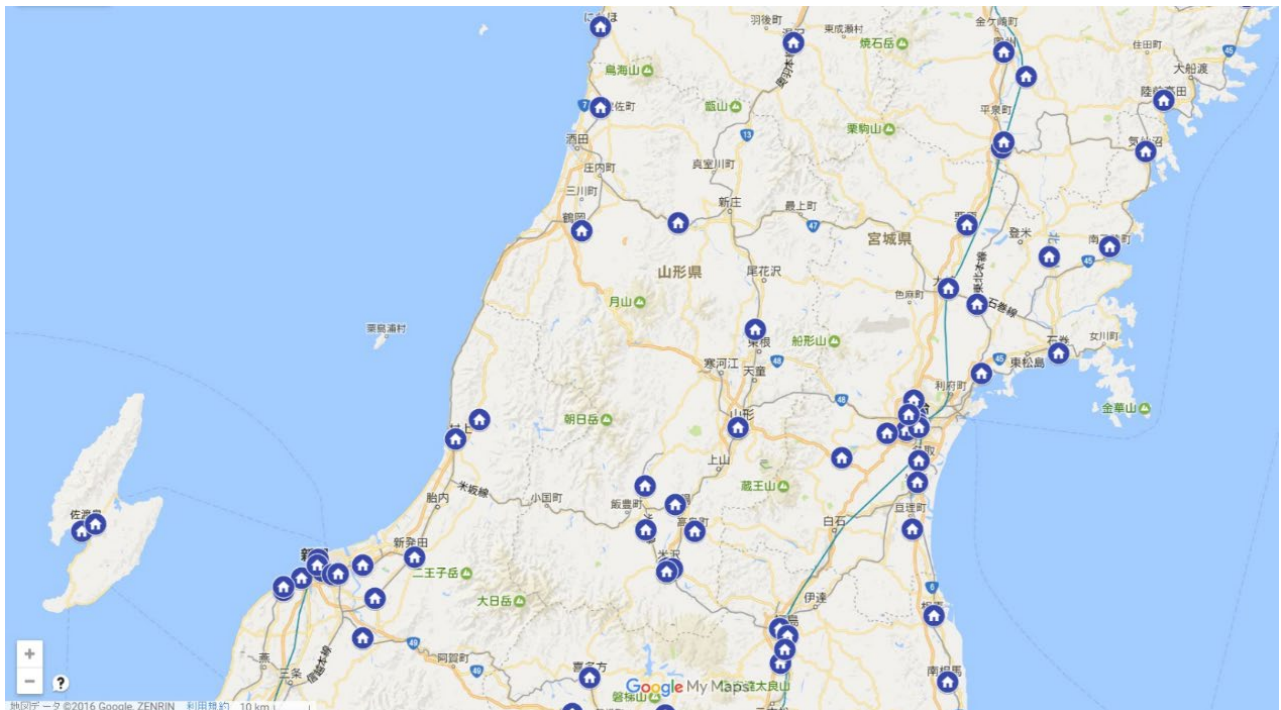


図3 東北地方南部の日本語教室の分布（インターネットで収集した日本語教室の住所情報により Google マップで岡本耕平作成。2016 年末現在）

表4 特定産業分野別・男女別の特定技能1号在留外国人数（2023年12月末）

| 分野 | 計 | 男 | 女 |
|------------------------|----------------|----------------|---------------|
| 介護分野 | 28,400 | 6,979 | 21,421 |
| ビルクリーニング分野 | 3,520 | 1,057 | 2,463 |
| 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 | 40,069 | 29,355 | 10,714 |
| 建設分野 | 24,433 | 24,388 | 45 |
| 造船・船用工業分野 | 7,514 | 7,509 | 5 |
| 自動車整備分野 | 2,519 | 2,507 | 12 |
| 航空分野 | 632 | 554 | 78 |
| 宿泊分野 | 401 | 172 | 229 |
| 農業分野 | 23,861 | 13,504 | 10,357 |
| 漁業分野 | 2,669 | 2,479 | 190 |
| 飲食料品製造業分野 | 61,095 | 19,796 | 41,299 |
| 外食業分野 | 13,312 | 6,794 | 6,518 |
| 総数 | 208,425 | 115,094 | 93,331 |

出典) 出入国在留管理庁統計 http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html

注: 「特定技能1号」は最長5年間の就労が可能。その後の試験などを経て熟練労働者である「特定技能2号」になれば制限なく在留資格を更新でき、家族帯同も可能になる。条件を満たせば永住権を申請できる。特定技能2号在留外国人数は、2023年12月末に全国で37人。